

実務研究

日本税務会計学会
令和3年9月 月次研究会



秋山高善〔本所〕

クラウドファンディングの税務

1. はじめに

クラウドファンディング (Crowdfunding) とは、crowd (群衆・大衆) による funding (資金調達) を行うという意味からつくられた造語であり、その意味はある目的をもった事業法人や個人に対し、インターネット等を活用した専用の仕組み (プラットフォーム) を使用して不特定多数の出資者が集まって資金提供を行うことである、とされている¹⁾。

現在では、購入型、寄付型 (ふるさと納税型、融資型、ファンド型、株式投資型、不動産特定共同事業法 (以下「不特法」という) 型などが存在している。

クラウドファンディングの種類ごとの内容について簡単に触れておく。それぞれの詳細については【参考 Web サイト】等を参照されたい。

① 購入型クラウドファン

クラウドファンディングの市場規模については矢野経済研究所の調査では、2016年度は約716億円、2017年度は約1745億円、2018年度は約1834億円、2019年度は約1566億円、2020年度は約1842億円となっており、2021年度は約1500億円 (見込み) と予測している²⁾。このように、約10年程度でクラウドファンディング市場規模は、1000億円を大きく上回る規模にまで成長してきており、さらに、後述するようにいろいろな方法で活用されていることから、さまざまな種類のものがある。

本稿では、このクラウドファンディングに係る税務について検討する。

2. クラウドファンディングの種類

クラウドファンディングの種類ごとの内容について簡単に触れておく。それぞれの詳細については【参考 Web サイト】等を参照されたい。

ドファンディングには「All or Nothing 型」「All In 型」といった2種類のやり方があり、起案者はどちらで資金調達をおこなうか選ぶことができる。「All or Nothing 型」は、募集期間内に目標金額を達成した場合のみプロジェクトが成立する。他方、「All In 型」は、目標金額に達していなくても、一人でも支援者が出ればプロジェクトの成立が認められる。

② 寄付型クラウドファンディングとは、起案されたプロジェクトに対して支援者が資金を寄付する仕組みのクラウドファンディングである。

③ 融資型クラウドファンディングとは、事業者が仲介し資産運用したい個人投資家等から小口の資金を集め、大口化して借り手企業に融資する仕組みのクラウドファンディングである。

④ 株式投資型クラウドファンディングとは、個人の起案者ではなく企業が個人向けに資金調達の一つで、個人投資家へ未公開株を提供する代りに資金を募る仕組みのクラウドファンディングである。

⑤ ファンド型クラウドファンディングとは、株式型と同じく企業がおこなう資金調達の一つで、特定の事業に対して個人投資家から出資を募る仕組みのクラウドファンディングである。

⑥ ふるさと納税型クラウドファンディングとは、自治体が解決したい課題を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人からふるさと納税によって寄付を募る仕組みのクラウドファンディングである。

⑦ 不特法型クラウドファンディングとは、資金提供者は不動産特定共同事業者と匿名組合契約を締結し、不動産の運用による運用益や売買差益を投資家に分配する仕組みのクラウドファンディングである。

また、資金調達がクラウドファンディング事業者へ支払う手数料は費用として計上される。なお、目標金額の資金調達ができなかった場合にも資金調達者に資金が引き渡される「All In 型」の場合には、資金調達は何らモノやサービスを提供しないので資金を受け入れたことになる。なお、消費税ではモノやサービスの提供に該当することから、原則として課税取引に該当する。

寄付型の場合は、リターンはない。したがって、資金提供者から資金調達者に対して金銭を寄附した場合

と同様の結果となる。ふるさと納税型についても基本的に寄付型と同様の取扱いとされる。なお、消費税では寄附金については不課税取引として取扱う。

融資型の場合、資金調達者と資金提供者は金銭の貸借の関係になることから、資金調達者が資金を授けた時点で借入金 (資金提供者側は貸付金) 等の科目で処理する。また、リターンは利息となることから、資金調達は支払利息、資金提供者は受取利息として処理する。また、消費税では利息については非課税取引として処理する。

株式投資型の場合、株式の発行にあたっては通常の発行と同様に、新株発行に係る取扱いをすることになる。また、資金調達者

である法人において配当が行われたら、配当金に係る処理を行う。また、消費税では配当については不課税取引として取扱う。

ファンド型の場合、事業で利益が発生した場合に、分配金 (配当金) が資金提供者に対して支払われる。分配金の取扱いについては、株式投資型と同様である。また、消費税では分配金に取扱いとなる。

4. 課題と展望

クラウドファンディングには新しいモノやサービス等がありワクワクするものもある。地域活性化やSDGs に関するもの等、社会的に非常に意義のある取組みもあり、今後の益々の発展が期待される。その一方で、一気にクラウドファンディングが増えたために、しっかりと資金調達者や

配金については不課税取引として取扱う。

不特法型の場合、不動産から得られる運用益等の分配金については、ファンド型と同様に取扱う。ただし、個人である資金提供者は雑所得として取扱う。また、消費税ではファンド型と同様の取扱いとなる。

以上について表のようにまとめることができる。

〔クラウドファンディングの税務上の取扱い〕⁵⁾

分類	リターン	資金調達者	資金提供者	消費税
購入型	金銭以外のモノやサービス	法人：売上 個人：事業所得	法人：支払手数料等 個人：-	課税
寄付型・ふるさと納税型	-	法人：受贈益 個人：贈与税	法人：損金算入限度額まで寄附金 個人：認定NPO等に対して行った寄附金控除or寄附金特別控除	不課税
金融型 (投資型)	融資型	融資利息	法人：受取利息 個人：雑所得	非課税
	株式投資型	配当金 (値上がり益)	法人：受取配当金 個人：配当所得	不課税
	ファンド型	分配金	法人：受取配当金 個人：配当所得	不課税
	不特法型	分配金	法人：受取配当金 個人：雑所得	不課税

【参考Webサイト】

- 1) 佐々木敦也『クラウドファンディング』(きんぎょ、2016年) 3頁以下参照。
- 2) 佐々木・前掲注1) 11頁以下参照。
- 3) 矢野経済研究所 (https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/2727:2021年12月9日アクセス) H P 参照。
- 4) 高山亜希子「クラウドファンディングの各類型と購入型・寄附型クラウドファンディングについての考察」金融法事情 2140号 (2020年) 43頁。
- 5) 加藤久也「クラウドファンディングを利用した場合の課税関係」税務QA 233号 (2021年) 67頁以下、福留聡「クラウドファンディングの経理処理はどうするか」企業実務 821号 (2020年) 37頁以下、を参考にしている。

セブ H P 参照。

セブ H P 参照。